

# 1 対象者

①～⑥の要件全てを満たす者が対象となります。

## ① 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない（次のいずれかに該当）

- 1 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/申請月で借り終わる世帯
- 2 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- 3 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

≪令和4年1月以降は以下も対象となります≫

☆上記の1から3を除く緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯  
もしくは申請月で借り終わる世帯

## ② 収入要件（世帯員全員の収入額合計が下の表の金額を超えないこと）

単身世帯	11.3万円	4人世帯	22.1万円
2人世帯	15.7万円	5人世帯	25.5万円
3人世帯	18.7万円	6人世帯	29.1万円

（申請者、妻、母の3人世帯）

申請者の給与収入12万円/月、妻のパート収入3万円/月、母の年金収入6万円/月がある場合  
→合計21万円/月となり上の表に記載されている上限額18.7万円を超えるため不支給になります。

## ③ 資産要件(世帯全員の預貯金等の合計が上の表の6倍を超えない)

※上の表の6倍が100万円を超える場合は上限100万円となります。

※単身世帯の上限額→ $11.3 \text{万円} \times 6 = 67.8 \text{万円}$

3人世帯の上限額→ $18.7 \text{万円} \times 6 = 111.2 \text{万円}$

→100万円を超えるので上限額は100万円

## ④ 求職等要件（次のいずれかに該当）

☆再就職や増収に向けて公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、熱心に求職活動を行う。

☆就労による自立が困難であるため、生活保護を申請中である。

（既に生活保護を受給されている場合は支給対象外となります。）

## ⑤ 生計維持要件（世帯の生計を主として維持している）

## ⑥ 職業訓練受講給付金を受給していない